

人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2-4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和7年2月5日

人事院総裁 川本裕子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第5条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和7年4月1日